

医政経発0305第8号
平成26年3月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

平成26年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成26年度においては、市場実勢価による改定などを内容とした薬価ベース△2.65%の薬価改定が行われることになり、本日、その告示がなされ、4月1日から施行されます。

公的医療保険で使用する医薬品の償還価格を定める薬価基準は、市場における自由な競争を通じて形成された銘柄別の市場実勢価格を反映させることを前提としています。このため、医療用医薬品の流通においては、不適切な取引慣行を是正し、個々の医薬品の価値に見合った合理的な価格が形成されることが重要となります。

このような観点から、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（流改懇）」が平成19年9月に取りまとめた「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」に基づき、各取引当事者による流通改善の一層の推進への協力要請を行ってきたところです。

貴職におかれましては、課題となっている長期にわたる未妥結・仮納入の改善、銘柄別薬価制度の趣旨を尊重した単品単価交渉など、緊急提言の「医療用医薬品の流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項」の意義を十分に踏まえ、より一層の流通改善に向けた取組が行われるよう、改めて貴管下の取引当事者への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県が設置する医療機関に対する指導については、当該医療機関の所管部局とも十分連携のうえ、上記趣旨を踏まえた対応をしていただくようお願いいたします。

なお、平成26年度診療報酬改定における妥結率が低い保険薬局等の適正化に関する医療用医薬品の流通上の適正化策については、別途改めて通知します。